





第二十八号議案

箕面市特定太陽光発電設備の設置の規制に関する条例制定の  
件

箕面市特定太陽光発電設備の設置の規制に関する条例を次のように定める。

平成三十年二月十九日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

箕面市条例第 号

箕面市特定太陽光発電設備の設置の規制に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、特定太陽光発電設備等の設置に関し必要な規制を行うことにより、市民の長年の努力により形成されてきた山なみ及び農地をはじめとするみどり豊かな自然景観の保全、森林の伐採等による土砂災害の防止、良好な生活環境の保全並びに安全な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「太陽光発電設備」とは、太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。

2 この条例において「特定太陽光発電設備」とは、次のいずれかに該当する太陽光発電設備をいう。ただし、高さが十メートル以上の建築物の部分（当該建築物が周囲の地面と接する各位置からの高さが十メートル以上の建築物の部分に限る。）にある屋根の上又は屋上に設置するもの及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）別表第二（い）項第一号、第二号又は第三号に掲げる建築物の屋根の上又は屋上に設置するものを除く。

- 一 太陽光発電設備の出力の合計が十キロワット以上のもの（実質的に同一又は共同の関係にあると認められる設置者が同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽光発電設備の合算した出力が、十キロワット以上となる場合を含む。）
- 二 太陽光発電設備の面積の合計が百平方メートル以上のもの（実質的に同一又は共同の関係にあると認められる設置者が同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽光発電設備の合算した面積が、百平方メートル以上となる場合を含む。）
- 3 この条例において「設置事業」とは、太陽光発電設備を設置する事業（太陽光発電設備の設置に必要な木竹の伐採、切土、盛土、埋土その他造成工事を含む。）をいう。
- 4 この条例において「設置者」とは、設置事業を計画し、又は実施する者をいう。
- 5 この条例において「事業区域」とは、設置事業を行う一団の土地（継続的かつ一体的に設置事業を行う土地を含む。）をいう。
- 6 この条例において「特定設置事業」とは、設置事業のうち、特定太陽光発電設備を設置するものをいう。
- 7 この条例において「周辺住民」とは、次に掲げる者をいう。
  - 一 特定設置事業に係る事業区域に隣接する土地及びその土地の上にある建築物の所有者、管理者及び占有者
  - 二 特定太陽光発電設備の設置に伴い生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして規則で定める範囲の土地及び建築物の所有者、管理者及び占有者をいう。

（市の責務）

第三条 市は、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置

を講ずるものとする。

(市民の責務)

第四条 市民は、自然景観及び良好な生活環境の保全に努めなければならない。

(設置者等の責務)

第五条 設置者、太陽光発電設備の所有者及び管理者並びに事業区域の土地の所有者及び管理者（第十三条第一項において「所有者等」という。）は、関係法令及びこの条例を遵守し、自然景観を損ない、又は災害若しくは生活環境に係る被害が発生することがないように十分配慮し、住民との良好な関係を保たなければならない。

(禁止区域)

第六条 自然景観の保全のため特に必要と認められる区域においては、次に掲げる太陽光発電設備を設置してはならない。

一 特定太陽光発電設備

二 第二条第二項ただし書に規定する屋根の上又は屋上及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十条の五の三各号に掲げる建築物の屋根の上又は屋上以外の場所に設置する太陽光発電設備であつて、その出力の合計が十キロワット未満及びその面積の合計が百平方メートル未満であるもの。ただし、道路標識等に附属して設置される太陽光発電設備で規則で定めるものを除く。

2 前項に規定する区域とは、次に掲げる区域をいう。

一 箕面市都市景観条例（平成十九年箕面市条例第三十五号）第二十二條に規定する山すそ景観保全地区及び第十一条に規定する山なみ景観保全地区以北の区域

二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市

## 街化調整区域

三 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第二条第三号に規定する生産緑地

### （設置の許可）

第七条 前条に規定する区域以外の区域において、特定設置事業を行おうとする設置者は、あらかじめ、規則で定めるところにより市長に申請し、許可を受けなければならない。

### （許可の基準）

第八条 市長は、前条の許可の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる要件に適合し、かつ、その申請の手続がこの条例及びこの条例に基づく規則の規定に適合していると認めるときは、同条の許可をするものとする。

一 植栽等により、事業区域からおおむね百メートル以内の規則で定める範囲の距離にある道路、公園その他公共の場所から特定太陽光発電設備を遮蔽すること。

二 周辺住民に説明を行い、その理解を得て、あらかじめ周辺住民と規則で定める特定設置事業協定書を締結していること。

2 市長は、前項の許可をするときは、自然景観及び生活環境の保全、安全の確保等のため必要な条件を付することができる。

### （変更の許可等）

第九条 第七条の許可を受けた設置者は、当該許可に係る特定設置事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第七条の許可を受けた設置者は、前項ただし書の規則で定める軽微な

変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3 前条の規定は、第一項の許可について準用する。

(事前協議)

第十条 第七条又は前条第一項の許可を受けようとする設置者は、当該許可の申請をする前に、規則で定めるところにより、特定設置事業の計画について市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議があつた場合において、当該特定設置事業が第八条第一項に規定する要件に適合するよう助言し、又は指導することができる。

(完了等の届出)

第十一条 第七条又は第九条第一項の許可を受けた設置者は、当該許可に係る特定設置事業を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による完了の届出があつたときは、許可の内容及び許可に付した条件に適合しているかどうかを確認し、規則で定めるところにより、当該届出をした設置者に通知しなければならない。

3 第一項の規定による完了の届出をした設置者は、前項に規定する通知を受けた日以後でなければ、当該特定太陽光発電設備を使用し、又は使用させてはならない。

(許可の取消し)

第十二条 市長は、第七条又は第九条第一項の許可を受けた設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

一 偽りその他不正な手段により、第七条又は第九条第一項の許可を受けたとき。

二 第七条又は第九条第一項の許可に付した条件に違反したとき。

三 第七条の許可を受けた日（第九条第一項の許可を受けた場合にあつては、当該許可を受けた日）から起算して一年を経過した日までに特定設置事業に着手しなかつたとき。

四 第七条の許可（第九条第一項の許可を受けた場合にあつては、当該許可）を受け、特定設置事業に着手した日後一年を超える期間引き続き工事を行っていないとき。

五 第八条第一項第一号に規定する要件を満たさないと認められるに至つたとき。

六 第九条第一項の規定に違反して、同項の許可を受けずに特定設置事業の内容を変更したとき。

（立入調査等）

第十三条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定太陽光発電設備及び第六条第一項第二号に規定する太陽光発電設備（以下「特定太陽光発電設備等」という。）に係る設置者、所有者若しくは管理者又は特定太陽光発電設備等に係る事業区域の土地の所有者等に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして特定太陽光発電設備等に係る事業区域若しくは特定太陽光発電設備等を設置している建築物若しくは工作物に立ち入らせて必要な調査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 関係者は、第一項に規定する立入調査及び質問に協力しなければならない。

4 第一項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。



(勧告等)

第十四条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講ずるよう指導し、又は期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

一 第六条第一項の規定に違反して特定太陽光発電設備等に係る設置事業に着手した者又は特定太陽光発電設備等を設置し、若しくは使用している者

二 第十条第一項の規定に基づく協議において虚偽の協議をした者

三 第七条又は第九条第一項の規定に違反して特定設置事業に着手した者又は特定太陽光発電設備を設置し、若しくは使用している者

四 第十一条第一項の規定に違反して届出をせず、又は同条第三項の規定に違反して同項の通知を受けないで当該特定太陽光発電設備を使用し、又は使用させた者

五 第十二条の規定に基づき許可が取り消されたにもかかわらず当該許可に係る特定設置事業に着手した者又は特定太陽光発電設備を設置し、若しくは使用している者

2 市長は、第十一条第一項の規定による完了の届出があつた場合において、許可の内容及び許可に付した条件に適合していないと認めるときは、当該完了の届出をした者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第十五条 市長は、前条第一項各号(第二号を除く。)又は第二項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに当該勧告の内容を公表することが

できる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後にその設置事業に着手する太陽光発電設備について、適用する。

3 この条例の施行の際現に設置し、若しくは設置事業に着手している太陽光発電設備の増設若しくは更新を計画し、又は太陽光発電設備を設置している建築物の用途を変更することにより当該太陽光発電設備が特定太陽光発電設備（第六条に規定する区域にあつては、特定太陽光発電設備等）に該当することとなるときは、前項の規定にかかわらず、この条例の規定を適用する。

(提案理由)

特定太陽光発電設備等の設置について必要な規制を行うことにより、みどり豊かな自然景観を保全するとともに、良好な生活環境等を確保するため、本条例を制定するものである。